

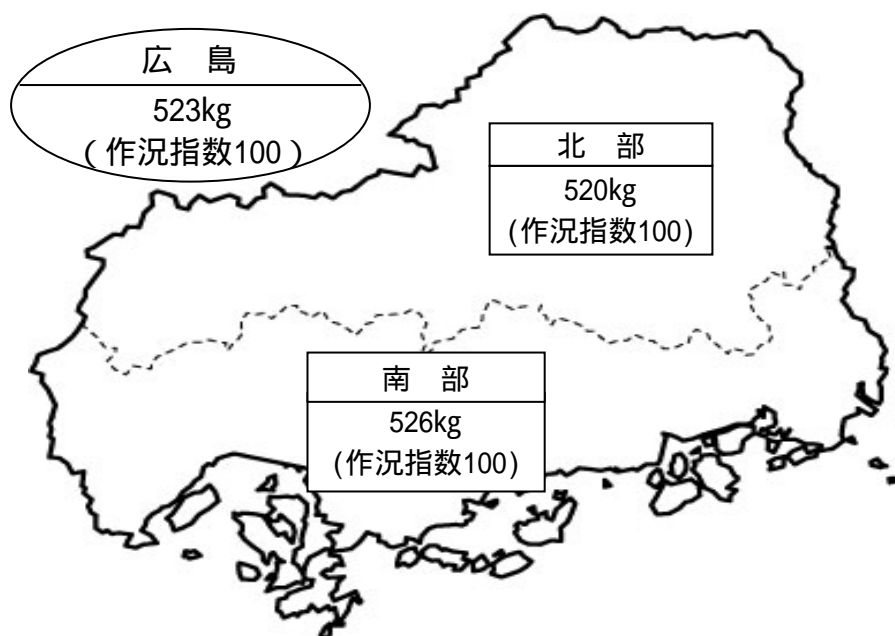
平成23年産水稻の収穫量（広島県）

～ 水稻の10 a 当たり収量は523kg（作況指数100）
収穫量（子実用）は13万6,000 t ～

【調査結果の概要】

- 1 広島県における平成23年産水稻の10 a 当たり収量は523kgで、作況指数は100となりました。
- 2 収穫量(子実用)は13万6,000 t で前年産に比べ1,100 t (0.8%) 増加しました。
これは、作付面積は400ha減少したものの、10 a 当たり収量が前年産を12kg上回ったためです。

図 平成23年産水稻の作柄表示地帯別10 a 当たり収量



作付面積は、青刈り用の面積を除いた面積です。
作況指数とは、10 a 当たり平年収量に対する10 a 当たり収量の比率です。

【解 説】

1 作柄概況

広島県の水稲の10 a 当たり収量は523kg（作況指数100）となりました。

これは、1 m²当たり全もみ数がやや多かったものの、登熟がやや不良であったためです。

1 m²当たり全もみ数がやや多かったのは、初期生育期の日照時間が少なく、最高気温も低かったことから1 m²当たり穂数は平年に比べて少なかったものの、1 穂当たりもみ数が穂数の減少に対する補償作用等から平年より多くなったためです。

登熟がやや不良となったのは、8月中旬から下旬にかけて日照時間が少なく最高気温も低い日が多く、9月中旬の日照不足や9月下旬から10月上旬の低温、更に台風やその後の降雨による倒伏、北部の山間部を中心にいもち病が拡大したためです。

地帯別では、南部、北部共に1 m²当たり全もみ数が平年よりやや多かったものの、登熟はやや不良であったことから、南部の10 a 当たり収量は526kg（作況指数100）、北部の10 a 当たり収量は520kg（作況指数100）となりました。

2 被害概況

気象被害は、初期生育期の低温と日照不足の影響から穂数が少なかったことや、台風や降雨による倒伏があったものの、高温による登熟障害が少なかったことから、被害率は2.4%となり、平年を0.1ポイント下回りました。

病害は、北部の山間部を中心にいもち病が拡大したことなどから、被害率は2.5%となり、平年を0.7ポイント上回りました。

虫害は、近年発生が多かったカメムシによる被害も少なく、ウンカ等の発生も少なかったことから、被害率は0.8%となり、平年を0.1ポイント下回りました。

その他の被害は、イノシシ等による獣害が発生したことなどから、被害率は0.9%となり平年を0.6ポイント上回りました。

表 - 1 平成23年産水稲の作付面積及び収穫量

区 分	作付面積（子実用）			10 a 当たり 収 量	収穫量（子実用）			参 考			
	実 数	前年産との比較			実 数	前年産との比較		主 食 用 作付面積	収 穫 量 (主食用)	10 a 当たり 平年収量	作 況 指 数
		対 差	対 比			= ×	対 差				
	ha	ha	%	kg	t	t	%	ha	t	kg	
県 計	26,000	400	98	523	136,000	1,100	101	25,500	133,400	523	100
南 部	11,000	200	98	526	57,900	1,500	103	525	100
北 部	15,000	200	99	520	78,000	400	99	522	100

注： 作柄表示地帯別の主食用作付面積及び収穫量（主食用）は、作柄表示地帯別に備蓄米、加工用米及び新規需要米の面積を把握していないことから、「...」で示しています。

表 - 2 平成23年産水稲の被害面積・被害量及び被害率（広島県）

区 分	被害面積	被 害 量	被 害 率	対前年差	
				対 平 年 差	対 前 年 産 差
	ha	t	%	ポ イ ン ト	ポ イ ン ト
総 数	37,500	8,970	6.6	1.0	1.6
気 象 被 害	18,500	3,290	2.4	0.1	2.3
病 害	11,700	3,410	2.5	0.7	1.5
虫 害	5,260	1,090	0.8	0.1	0.5
そ の 他 の 被 害	2,070	1,180	0.9	0.6	0.4

注：1 被害面積は、被害種類別の延べ面積であり、同一地域で2種類以上の被害を受けた場合は重複して計上しています。

2 被害率は、平年収量に対する被害量の比率です。

【累年データ】

表3 水稻の年次別作付面積及び収穫量

年 産	作 付 面 積 (子実用)	10 a 当 たり 収 量	収 穫 量 (子実用)	参 考	
				10 a 当 たり 平 年 収 量	作 況 指 数
広 島 県	ha	kg	t	kg	
平 . 18	26,900	505	135,800	521	97
19	26,700	519	138,600	523	99
20	26,200	539	141,200	523	103
21	26,000	521	135,500	523	100
22	26,400	511	134,900	523	98
南 部					
平 . 18	11,900	501	59,400	522	96
19	11,800	517	61,000	525	98
20	11,300	545	61,600	525	104
21	11,100	524	58,200	525	100
22	11,200	504	56,400	525	96
北 部					
平 . 18	15,000	509	76,400	521	98
19	14,900	521	77,600	522	100
20	14,900	534	79,600	522	102
21	14,900	519	77,300	522	99
22	15,200	516	78,400	522	99

【参考1】

水稻玄米のふるい目幅別重量分布状況及び10 a 当たり収量内訳

本調査では、飯用に供し得る玄米の全量を把握することを目的としていることから、収量基準は農産物規格三等の品位（整粒歩合45%）以上に相当するよう、ふるい目幅1.70mm以上で選別された玄米の重量としています（5 ページ【参考3】参照）。

農家等が販売するために使用している選別ふるい目幅は、地域、品種等により異なるため、ふるい目幅別の重量割合とふるい目幅別10 a 当たり収量の概数値を示すと右表のとおりです。

表4 平成23年産玄米ふるい目幅別重量

区 分	計	ふるい目幅別重量割合						
		2.00mm以上	1.90mm以上 2.00mm未満	1.85mm以上 1.90mm未満	1.80mm以上 1.85mm未満	1.75mm以上 1.80mm未満	1.70mm以上 1.75mm未満	
		単位 { 重量割合：% 対平均差：ポイント						
県 計	本年値	100.0	82.0	11.8	2.4	1.7	1.3	0.8
	対平均差		0.6	1.0	0.0	0.1	0.2	0.1
南 部	本年値	100.0	79.9	13.0	2.8	1.9	1.5	0.9
	対平均差		8.2	5.9	1.5	0.5	0.3	0.0
北 部	本年値	100.0	83.4	10.9	2.0	1.6	1.3	0.8
	対平均差		2.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.3

注：対平均差に用いた平均値は、直近5か年の重量割合

表5 平成23年産玄米ふるい目幅別10 a 当たり収量内訳

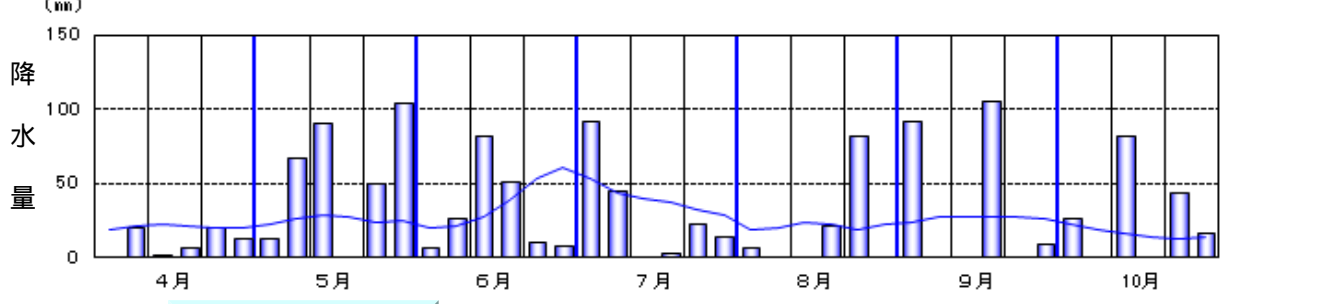
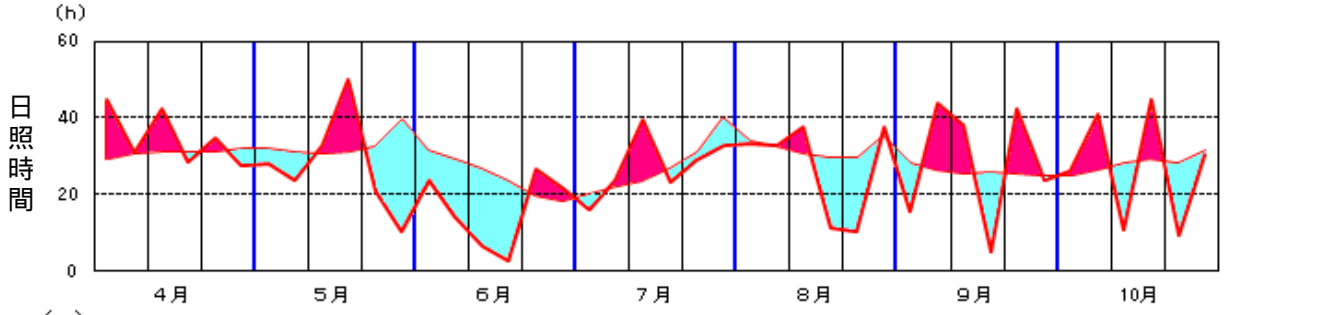
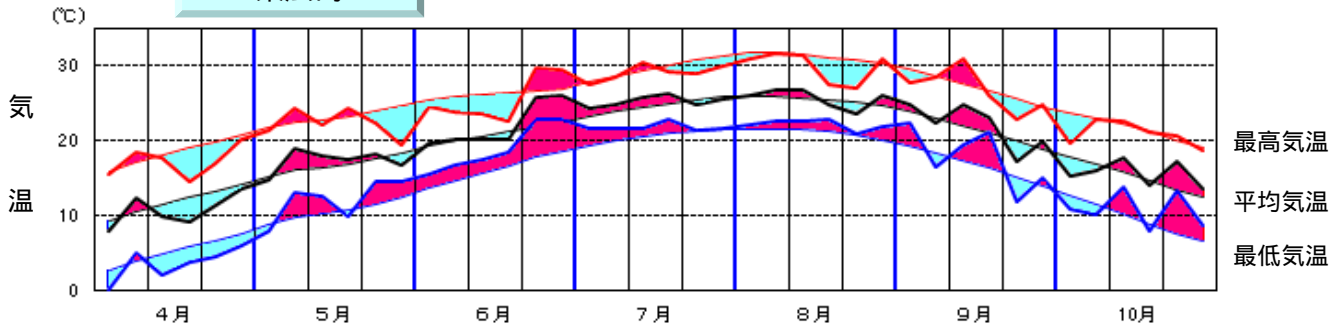
区 分	10 a 当 たり 収 量 (1.70mm選別)	選別ふるい目幅別10 a 当たり収量				
		2.00mm 選別	1.90mm 選別	1.85mm 選別	1.80mm 選別	1.75mm 選別
		単位：kg				
県 計	523	429	491	503	512	519
南 部	526	420	489	503	513	521
北 部	520	434	490	501	509	516

注：1 選別ふるい目幅別10 a 当たり収量とは、表頭のふるい目幅を使用した際に得られる10 a 当たり収量のことです。

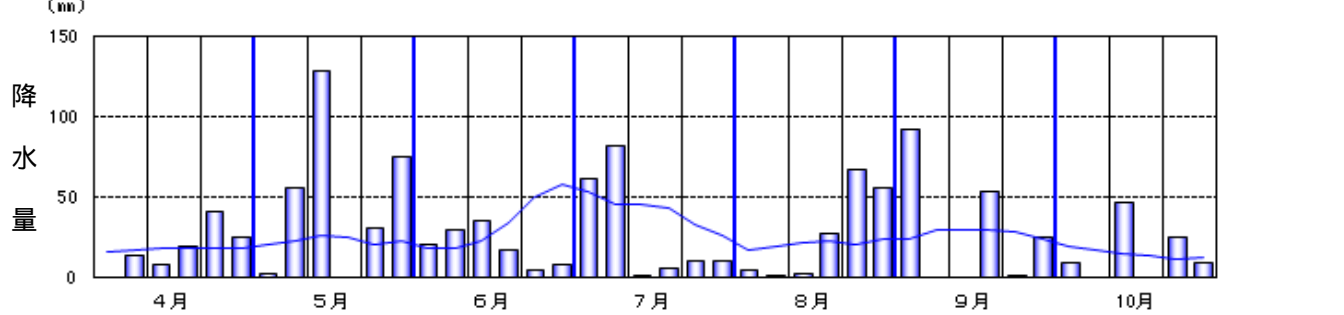
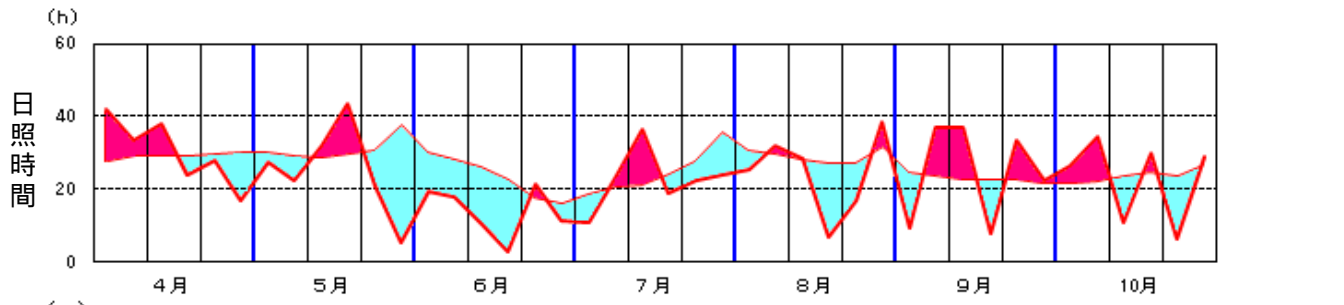
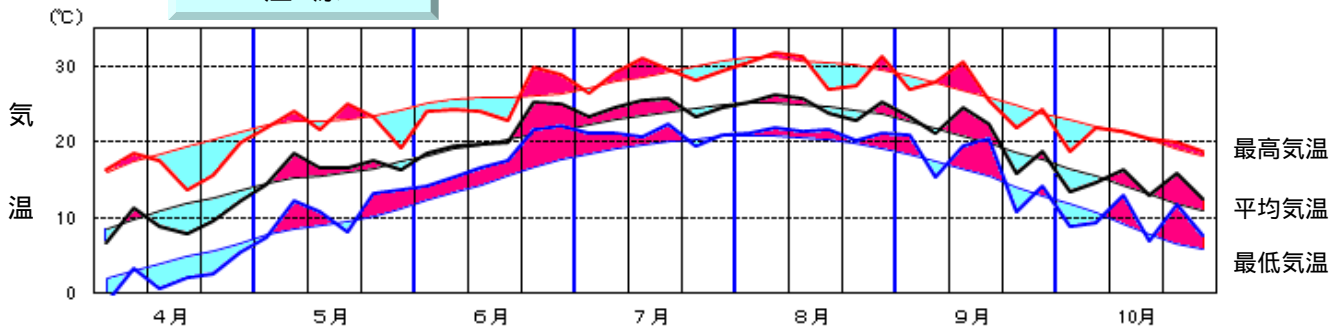
2 未熟粒・被害粒等の混入が多く、農産物規格三等の品位に達しない場合は再選別を行っており、その選別後の値を含んでいます。

【参考2】 気象経過

東広島



庄原

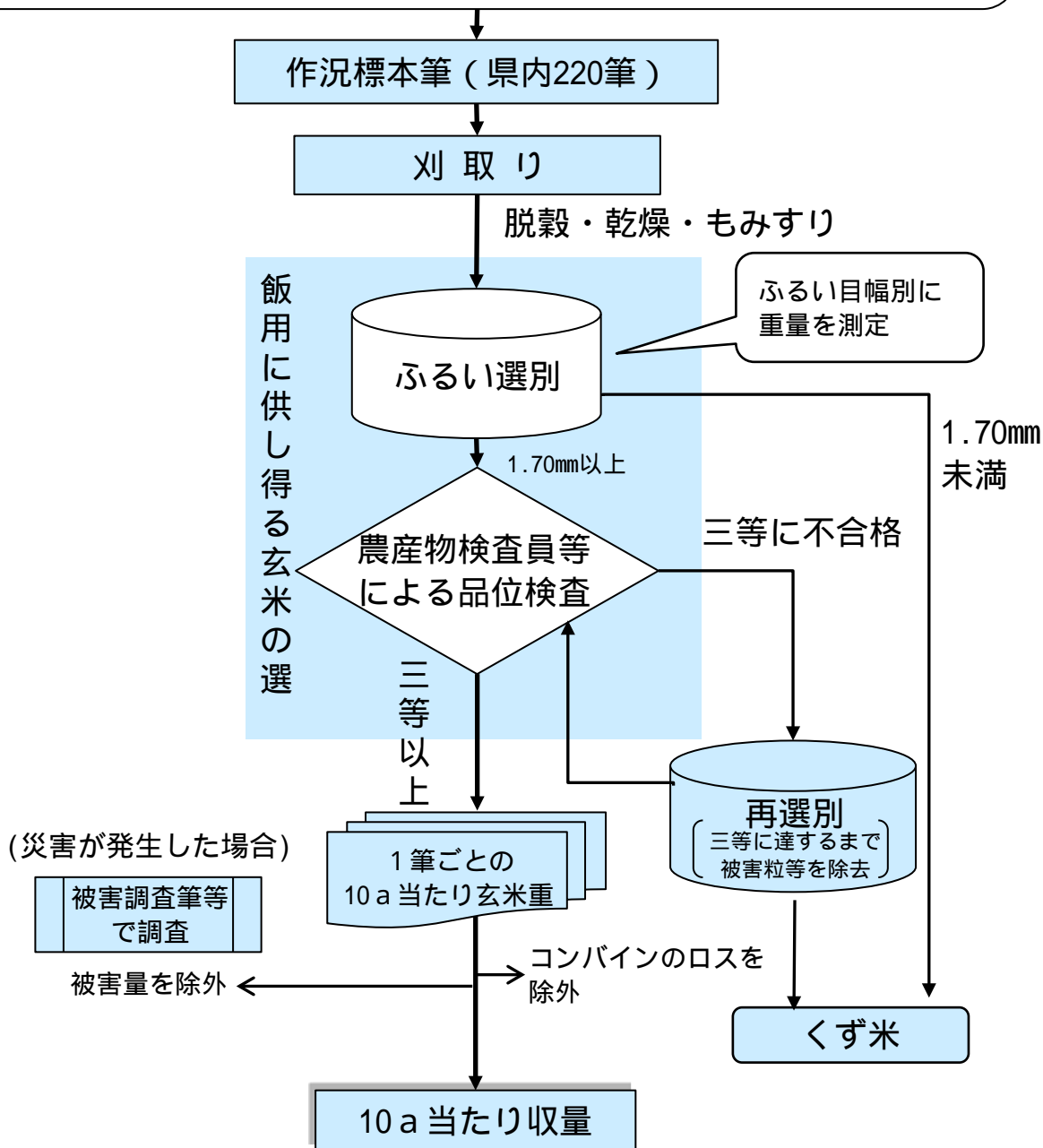


広島県農業情報ローカルネットワークシステムのアメダスデータにより作成。

【参考3】

収穫量調査の流れ

収穫量調査は、飯用に供し得る米の全量を把握することを目的として、作況標本筆（6ページ【参考4】参照）ごとに一定面積の稲を刈取り、農産物規格三等の品位（整粒歩合45%）以上に相当するよう、ふるい目幅1.70mm以上で選別を行い、その重さを計測しています（下図参照）。



作況標本筆^{ふで}とは

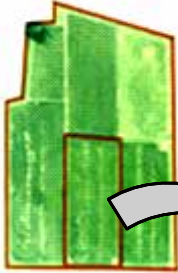
収穫量の実測調査の対象とした作況標本筆(1枚のほ場を筆と呼びます。)^{ふで}は、都道府県の水稲の10a当たり収量が把握できるように、標本理論に基づいて以下のように各地で選定(広島県で220筆)し、調査しています。

県内の全耕地
(母集団)



県内の耕地を、約2haに区切った単位区の集まり(調査母集団)として整理し、その中の水田を含むものから、無作為抽出法(人間の恣意を排したくじ引きの様な選び方)により「標本単位区」を選んでいきます。

標本単位区
(約2ha)



標本単位区の中から無作為に1枚の水田ほ場を選び、「作況標本筆」としていきます。

作況標本筆
(広島県で220筆)



各作況標本筆の対角線上の3カ所(、 、)を実測調査箇所として、サンプル採取(坪刈り)を行います。

【調査の概況】

1 調査の目的

本調査は、作物統計調査の作付面積調査及び水稲収穫量調査として実施し、水稲の作付面積、作柄状況、収穫量を明らかにすることにより、生産対策、需給調整、経営安定対策、技術指導等の農政推進のための資料とすることを目的としています。

2 調査期日

- (1) 作付面積調査：7月15日現在
- (2) 収穫量調査：収穫期

3 調査方法

(1) 作付面積調査

調査は、標本単位区に対する職員及び統計調査員による実測調査、並びに職員による巡回・見積りにより行いました。

(2) 収穫量調査

調査は、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する職員による実測調査並びに作況基準筆結果に基づく巡回・見積りにより行いました。

4 調査の対象

(1) 作付面積調査

標本単位区：707単位区
巡回・見積り：23市町

(2) 収穫量調査

作況標本筆：220筆
作況基準筆：12筆
巡回・見積り：23市町

5 用語の解説

- (1) 「新規需要米」とは、WCS用、飼料用、米粉用、輸出用、バイオ燃料用などの用途に用いられる米穀で、国内食用米の需給に影響を及ぼさないと認められたものをいいます。
- (2) 「青刈り」とは、子実の生産以前に刈り取られて飼肥料用などとして用いられるもの（WCS用稲、わら専用稲等を含む）のほか、飼料用米、バイオ燃料用米を含みます。
- (3) 「登熟」とは、米粒になる器（1㎡当たり全もみ数）に対して、もみの中に入る子実（粗玄米）の出来具合としています。その良否は収量への影響が大きく、栄養状態、土壌・気象条件、栽培技術、病虫害などに左右されます。
- (4) 「作況指数」とは、10a当たり平年収量に対する10a当たり収量の比率です。
- (5) 「10a当たり平年収量」とは、水稲の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移や被害の発生状況などを平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合や作付変動等を考慮し、実収量のすう勢をもとに作成したその年に予想される10a当たり収量をいいます。

(6) 「被害面積」とは、農作物に損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量から減収した面積をいいます。

(7) 「被害量」とは、農作物の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量より減収した量をいいます。

6 利用上の注意

(1) 作柄表示地帯区分は以下のとおりです。

地帯名	区 分
南 部	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、豊田郡
北 部	府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡、世羅郡、神石郡

(2) 統計数値は以下の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

原 数	7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁以下 (100)	
四捨五入する桁数(下から)	3桁けた	2桁		1桁	四捨五入しない	
例	四捨五入する前(原数)	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	四捨五入した数値(統計数値)	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(3) 表中の「 」は、減少したものを示します。



(地産地消)

中国四国農政局は、
地産地消運動を支援しています。

問い合わせ先

本統計調査結果について
中国四国農政局 広島地域センター
農政推進グループ 生産流通消費統計チーム
電 話：(082)228-5840(代表)内線510
(082)228-9677(直通)
F A X：(082)228-5834

この資料は、中国四国農政局ホームページ
<http://www.maff.go.jp/chushi/info/tokei/index.html>
でご覧いただけます。